

# 愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等活動PR支援事業 委託業務仕様書

## 1 業務名

愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等活動PR支援事業委託業務

## 2 目的

海洋プラスチックごみ対策の推進を図るためには、広範な関係主体による取組みが重要であり、県と連携して住民等への助言や情報提供を行うなど、その協力者としての役割を期待される人材や団体を早急に育成していく必要がある。

そこで、本県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う人材や団体の委嘱等を行う「愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等制度」を令和3年度創設し、令和3年度末現在、推進員4名、推進団体14団体を「愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体」に委嘱・指定している。

同制度及び推進員等の活動の様子を取材し、効果的な広報媒体を活用して紹介することで、広く県民に海洋ごみ対策に関する活動の重要性を周知啓発するPR事業を実施する。

## 3 委託上限額

1,028,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日（金）までとする。

## 5 業務の内容

### (1) 基本的な業務内容

愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体取材し、取材内容を基に、広く県民に海洋ごみ対策に関する活動の重要性を周知啓発する多角的な広報を行うこと。

### (2) 取材内容

- ・取材は、愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体のうち、合計5者以上を選定すること。
- ・取材対象は、推進員1名以上、団体2団体以上とし、令和4年度に新たに委嘱・指定される推進員・団体を1者以上含むこと。
- ・取材対象の選定に当たっては、活動内容及び地域性を考慮し、東・中・南予から各1者以上とすること。

### (3) 広報PR

- ・上記(2)の取材を踏まえ、効果的に広報PRが行えるよう、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、交通広告、チラシ広告、街頭広告、SNS広告等のうち、2媒体以上で周知啓発を行うこと。

- ・海洋ごみ対策に関する活動の重要性が伝わり、県民が愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等制度について、興味を引く内容、構成を企画・提案すること。
- ・県から提供可能な資料は無料で提供する。なお、貸与した資料の複写等については県の指示に従うこと。

#### (4) 成果物の提出

- ・成果物として、以下のものを納品すること。なお、納品場所は愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課内とする。

県 HP、各種イベント、SNS 等で活用できる動画・画像データを記録した電子記録媒体(DVD-R 等) 2部

### 6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに県と協議を行い、内容を決定し、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることが出来る。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

### 7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・本業務に係る撮影、編集、作成、広報 PR、実績報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む)において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

- ・本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。

## 8 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。
- ・業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において、使用の変更に応じること。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。